

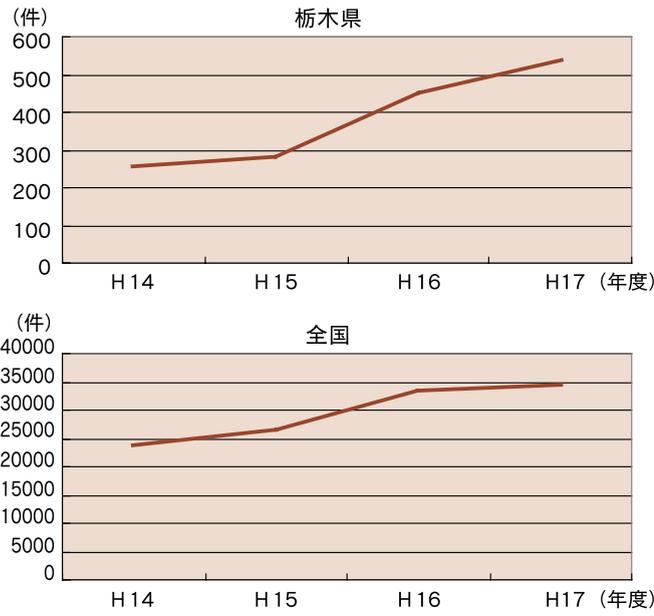
11月は児童虐待防止月間です!!

「私たちが虐待を予防するためにできること、やるべきこと」

○児童虐待相談処理件数の推移

児童虐待相談処理件数は、栃木県・全国ともに年々増加しており、特に栃木県では、平成15年におきた小山市の痛ましい幼児虐待事件をきっかけに、相談処理件数が急増しています。

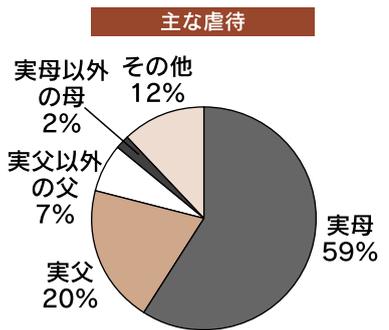
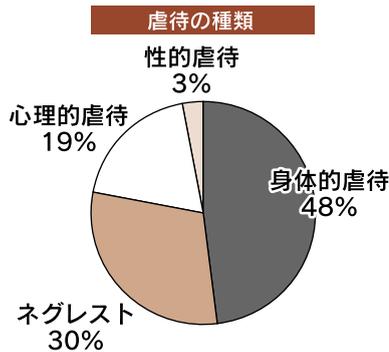
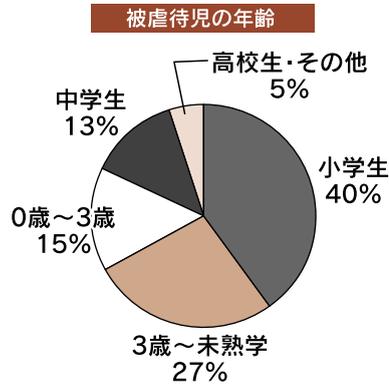
このことは、子どもや家族を取り囲む子育て環境が変化してきたことが一因といわれており、核家族が進んできたことや、近隣や親族との付き合いが希薄化し、家族が、孤立した育児を行っていることが要因としてあげられます。



○平成17年度県内の児童虐待相談処理状況

栃木県内の17年度虐待相談状況から、虐待を受けた児童の年齢をみると、小学生が4割、3歳から未就学児が約3割、0歳から3歳児が約2割を占めています。全国で児童虐待の死亡件数は、毎年50件程度発生していますが、年齢が低いほど死亡率が高くなっています。これは、小さな年齢の子どもほど、虐待を受けることによって、大きな障害や命の危険があることを示しています。

また、どんな虐待を受けているかは、身体的虐待が5割を占め、次いでネグレクト（保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為）が3割、心理的虐待が2割を占めていました。主な虐待者は、実母が6割、実父が2割と実父母の虐待が8割を占めています。



○今、私たちができることは…?

テレビや新聞では、毎日のように子どもの虐待事件が取りざたされています。虐待を受ける子どもたちには、何の罪や責任もありません。本来、親からの愛情を受けてすくすく成長する時期に、一番身近で信頼できるはずの親から虐待を受け、苦しんでいる子どもたちが、実際には、大勢いるのです。また、虐待をしている親自身も育児等に悩み、苦しんでいるのかもしれない。

子どもが安心して健やかに暮らせる社会、子どもを持つ親が、安心して子育てできる環境を、みんなで作っていくことが望まれます。そのためには、地域で、それぞれがどのようなことができるのかを、考えてみましょう。身近に住んでいる子育て中のお母さん方に対して、一声かけてあげることもりっぱな育児支援につながります。

○気になるお子さんはいませんか？

児童福祉法の改正により平成17年4月から、「児童相談業務」が児童相談所から市町村に移行され、住民により身近な市町村が児童相談の窓口となりました。

また、児童福祉法や児童虐待防止法では、児童虐待を受けたと思われる児童や要保護児童（保護者のいない児童及び保護者に監護させることが不適切と思われる児童）を発見した場合は、速やかに、市町村や福祉事務所若しくは児童相談所に通告する義務があることが規定されています。

通告者の秘密は守られ、安全は保障されますので、気になるお子さんやご家族がいた場合は下記までお電話ください。



通告先

機関名	電話番号	対応時間帯
上三川町健康福祉課	☎9130	平日 午前 8 時30分～ 午後 5 時30分
福祉事務所 (県南健康福祉センター)	☎0488	平日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分
中央児童相談所	028(665)7830	平日 午前 8 時30分～ 午後 5 時15分
	028(665)3677	児童虐待緊急ダイヤル 平日夜間 休日昼間・夜間

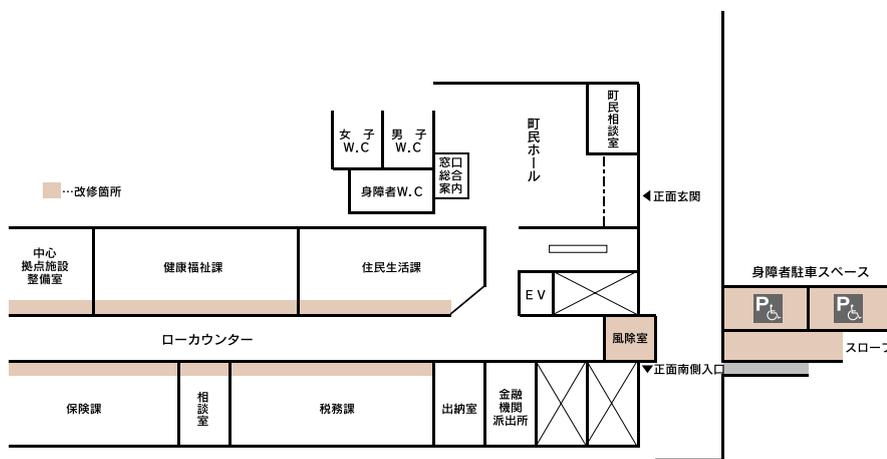


庁舎工事が完成しました

一階のカウンターをローカウンターに改修しました。見通しがよくなり、座ってサービスが受けられるようになりました。

また、身障者用駐車場の位置を庁舎のすぐ東に変更し、ゆったりしたスロープにより車椅子での利用も便利になりました。

町民の皆さまには正面南側入口の閉鎖等、ご不自由をおかけしました。



ローカウンター



身障者用駐車場

▼問い合わせ先＝総務課 管財係 ☎9114